

廃棄物処理法の規定に基づく経理的基礎の審査等に係る 経理専門委員会報告書（案）の概要

1 経緯

千葉県知事が平成 13 年 3 月に行った産業廃棄物最終処分場設置許可の取消を求めて住民らが提訴した裁判において、千葉地方裁判所は、申請者の経理的基礎は廃棄物処理法の要求する程度を満たしていないとの理由から、当該許可を取り消す旨の判決を下した（平成 19 年 8 月 21 日）。この判決を受け、千葉県を始めとする複数の自治体から、経理的基礎に係る具体的かつ客観的な審査基準を明確に示すよう、環境省に対して要望がなされた。

環境省では、上記判決内容の検討及び評価とともに、許可申請に必要な書類や許可基準の運用通知を見直すことを目的として、平成 20 年 8 月、専門家から構成される「廃棄物処理法の規定に基づく経理的基礎の審査等に係る経理専門委員会」を設置し、5 回にわたり検討を行った。

2 検討結果報告書の概要

(1) 千葉地裁判決の評価と対応

- ・ 判決で指摘されたいわゆる簿外債務について、審査に当たりこれを明らかにするためには通常想定されるレベルを超える行政コストをかける必要があり、その実施は困難である。
- ・ 判決で指摘されているように、事業に用いる不動産に設定されている抵当権等の抹消費用は、事業の開始にあたって必要な資金に含まれると考えられるため、申請者はこれを明らかにする必要がある。また、審査庁は審査の過程で必ず不動産登記簿を確認し、必要な費用が適切に計上されているか確認する必要があるが、現行運用通知にはその記述がない。については、現行の運用通知を改訂する必要がある。

(2) 経理的基礎の有無の判断基準について（下線部は追加を提言する部分）

- ① ア及びイの条件をともに満たしている場合、経理的基礎を有するものとする。

ア 過去 3 年間の損益平均値から判断して利益を計上できていること
又は

自己資本比率が 1 割を超えていること

イ 申請事業にかかる事業計画に沿った収支計画（事業収支計画書）において、少なくとも収支相償していること

申請事業にかかる収支計画が収支相償していない場合は、廃棄物処理部門あるいは企業全体としては、少なくとも収支相償しているこ

と

② 経理的基礎の有無の判断に当たっての、主な留意事項は以下の通り。

ア 申請者が上記①アの条件を満たさない場合であっても、「直前期が黒字であること」又は「債務超過でないこと」が確認できる場合、申請者から事業改善計画書（赤字計上等の要因、事業改善方策、改善スケジュール、実施管理体制と実施責任者等を記載したもの）を徴し、審査の結果、容認される余地があるものとする。

イ 申請事業にかかる事業収支の審査にあたっては、必要な資金の総額の妥当性やその資金を調達できるか否かに留意する。

ウ 許可権者は、経理的基礎を有しないと判断するにあたっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類等を必要に応じて提出させ、また、商工部局、労働経済部局など他部局の協力を求めるほか、補完的に中小企業診断士、公認会計士等専門家から意見を求めるなどして、慎重に判断するものとする。

(3) 経理的基礎に係る添付書類の見直しについて

① 廃棄物処理法施行規則の見直し

会社法の施行(平成18年5月1日)に伴い、廃棄物処理法施行規則で定められている添付書類の追加が必要

<現行>貸借対照表、損益計算書

<修正案>貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

② 現行運用通知の見直し(主なもの)

・「事業の開始に要する資金の総額」の例示に「事業の用に供する不動産に抵当権等が設定されている場合はこれを抹消するために必要な費用」を追加(不動産登記簿謄本で確認。許可直前に最新版で再度確認することを推奨)

・「事業を的確かつ継続して行える経理的基礎」の有無の判断基準及び留意事項について、(2)①、②の内容に沿って改訂